

# 学 校 教 育

～生きる力を育てる学校教育の充実～

1 節 宮古島の学校教育

学校教育では、変化の激しいこれからの社会を生きる子どものために、確かな学力、豊かな心、健やかな体など、知・徳・体をバランスよく育てることが大切である。

教育基本法の改正及び学校教育法の改正で、教育の目的及び目標が明確に示された。

宮古島の学校教育においては、関係法令はもとより、沖縄県教育施策を踏まえるとともに、宮古教育事務所の管内教育行政の努力事項及び宮古島市総合計画並びに平成26年度施政方針との整合性を図りながら、宮古島市教育ビジョンに沿った教育行政全般にわたる進展が図られるよう努める。

1 学校教育の振興



## 2 施策

### (1) 幼稚園教育の推進

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を涵養し、人間として、社会の一員としてよりよく生きるための基礎を獲得する。

幼稚園においては、幼稚園教育の基本が環境を通して行う教育であることを踏まえ、幼児一人一人の発達の特性を生かした幼稚園教育の改善・充実を図ることが重要になる。

そのため、園や地域の特色を生かした指導方法や指導体制の工夫を行うとともに、学校評価を生かして改善・充実を進める必要がある。また、教職員の特別支援教育への理解を深め、障害のある幼児のニーズに応じた適切な対応について必要な支援を図るための研修の充実を図ることが重要になる。

#### ①幼稚園教育の充実

ア 幼稚園教諭の資質向上を図るため、幼稚園教諭研修会の充実を図る。

イ 研修をととして特別支援教育に対する理解を深めるとともに、特別支援教育に係る校内委員会を設置するなど、幼稚園における特別支援教育の充実を図る。

#### ②各幼稚園の特色ある教育の推進

ア 特色ある教育課程の編成等、各幼稚園や地域の実態に合わせた教育を推進する。

イ 幼稚園における学校評価を充実させ、その結果を保護者や地域の人々に積極的に公表し、点検と改善を繰り返すことにより、特色ある教育を推進する。

#### ③幼稚園を活用した子育て支援の推進

ア 幼児の社会性や豊かな人間性を育むため、地域の人材を積極的に活用する。

#### ④保育所や小学校との連携の推進

ア 幼稚園と小学校での合同研修会や行事等を通して幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続の在り方を工夫する。

イ 幼稚園と保育所で子どもたちの交流会や合同研修会を通した幼保連携の充実を図る。

#### 【施策及び研修事業等】

幼稚園教諭研修会 教育課程編成書の作成 教育計画の作成

特別支援教育コーディネーター研修会 幼稚園補助職員派遣事業

就園奨励補助事業 預かり保育事業（モデル園：鏡原幼稚園・下地幼稚園）

### (2) 学力向上の推進

幼児・児童・生徒一人一人に確かな学力などの「生きる力」を育むことを目指して、基本的な生活習慣の形成を基盤として、幼・小・中の各学年で身に付けるべき内容の確実な定着のために、連携の充実やマネジメントサイクルの確立などを通して具体的で実効性のある学力向上推進の充実を図る。

#### ①確かな学力などの生きる力を育む取組の充実

ア 確かな学力の向上を図るために、学習を支える力の育成を基盤として「学年のたすき」をつなぐ取組、「学びのみやこ」や「わかる授業」を推進する。

イ 豊かな心の育成を図るために、幼稚園においては交流教育などや主体的な遊びを促す取組を展開し、学校においては人とかかわりなどを生かした授業展開や体験活動、学年に応じたキャリア教育の充実を図る。

ウ 健やかな体の育成を図るために、幼稚園においては手洗いや排泄など生活リズムを確立する取組を展開し、学校においては健康診断や新体力テストなどの実態を踏まえた具体的で日常的な取組の充実を図る。

## ②基本的な生活習慣の形成を図る取組の充実

- ア 1日の生活リズムを確立するために、園・学校・家庭・地域が連携した具体的で日常的な取組の充実を図る。
- イ 規範意識やマナーの育成を図るために、園・学校の一日の生活の中で実態を踏まえた具体的な実践の充実の取組を図る。

## ③推進体制の確立

- ア 幼稚園においては生きる力の基礎を育成するために、計画的な環境構成に努め、幼児の主体的な遊びを促し、幼児期にふさわしい生活をとおして知的好奇心の芽生えを育む取組を展開し、家庭・地域と連携した学力向上の取組を推進する。
- イ 学校においては確かな学力などの定着を中核とする取組を図り、達成目標の実現状況を学年ごとに評価し、その成果や課題を学年間で引き継ぎ、保護者や地域に公表し、連携した学力向上の取組を推進する。
- ウ 家庭や地域においては「心のみやこ」の育成、早寝・早起き・朝ごはんの推進等を図り幼児児童生徒の健やかな成長をめざした学力向上の取組を推進する。
- エ 宮古島市学力向上推進委員会の活性化を図り、宮古教育事務所と連携し、市の特色を生かした学力向上の取組を推進する。

### 【施策及び研修事業等】

宮古島市学力向上推進委員会 宮古島市学力向上推進要項の作成  
学力到達度調査の全体的な分析結果の公表 学力向上推進担当者会の開催  
学力向上推進ヒヤリングの実施 標準学力検査の実施  
全国学力・学習状況調査の実施 沖縄県学力到達度調査の実施  
文部科学省教科調査官等招聘事業 検定料半額補助金事業  
朝の読書活動の充実 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進  
宮古島市研究指定校（南小学校・東小学校・城辺中学校・下地中学校）

## （３）学校経営の充実と「開かれた学校づくり」の推進

学校経営においては校長のリーダーシップの下、全職員がその職責を十分に認識し、学校・保護者・地域社会が緊密な連携を図り、地域に根ざし、地域に開かれた学校づくりを推進する。

そのために、日常的な情報の発信や児童生徒や保護者、地域の人々からの意見や要望等を学校改善に生かす等、家庭や地域社会と連携した学校運営に努める。

### ①創意ある教育課程の編成及び特色ある教育活動の展開

- ア 校内外の研修の機会を捉え、学習指導要領、教育課程編成要領の理解を深め、新学習指導要領への移行を確実に行う。
- イ 地域、学校や幼児児童生徒の実態を把握し、RVPDCAのマネジメントサイクルに基づいた特色ある教育活動を展開するように努める。

### ②全職員参画による学校経営の充実

- ア 校内研修等を通して「学校評価ガイドライン〔改訂〕」や「開かれた学校づくり指針」等を活用し、学校評価や開かれた学校づくりに対する全職員の共通理解を図る。
- イ 校長の経営方針の下に一人一人の教師の専門性を生かし、組織的、一体的、継続的な教育活動の体制づくりと展開に努める。

### ③学校の自主性・自律性の確立

- ア 学校評議員等の活用を努め、保護者や地域の人々の学校運営への参画を推進する。
- イ 自己評価や学校関係者評価を行うとともに、その結果について保護者や地域の人々へ説明・公表するなど、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」等を活用して、学校評価システムの確立に努める。
- ウ 各学校が行った自己評価や学校関係者評価の結果を設置者に報告し、必要な支援等を仰ぐよ



うに努める。

- エ 各学校が教育活動等の成果を検証し、必要な改善を行い、児童生徒がより良い教育活動等を享受できるよう、教育の水準の維持・向上に努める。

#### ④開かれた学校づくりの取組の充実

- ア 開かれた学校づくりの充実を図るために、児童生徒や保護者・地域の意見等も参考に、学校の取組など、公表する内容・方法等について整理を行う。
- イ 教育活動その他の学校運営の状況等について、「教育の日」の取組みやホームページ及びリーフレット、学校便り等により、保護者や地域の人々へ積極的に情報を提供する。
- ウ 地域人材の意図的・計画的な活用を図るとともに、余裕教室等をPTA活動や地域コミュニティーの場として活用するなど、施設・設備の一層の開放に努める。
- エ 学校・家庭・地域社会が連携・協力した学校行事等の取組の充実に努める。

#### 【施策及び研修事業等】

計画訪問の実施      要請訪問の実施      校長・教頭・幼稚園教諭職員研修会の開催  
「教育の日」の充実      学校評議員の設置推進      学校評価の充実  
学校ホームページ更新の推進      校務支援システムの効果的活用

### （４）学習指導方法の工夫・改善・充実

学校においては、児童生徒一人一人の実態等を十分把握し、個に応じた指導体制や指導方法評価方法の工夫・改善を図るなど、沖縄型授業づくりを指針として全校体制による「わかる授業」の構築に努める必要がある。

#### ①指導体制の改善・充実

- ア 「わかる授業」を構築するためには、教師一人一人の教材理解と児童生徒の実態に応じた効果的な指導方法について日常的な研修が必要となる。そのためには、教師が主体的に研究や研修に参画し、授業力の向上を図るとともに、研修成果の共有化と、波及させることができる研修システムを構築する。
- イ 校内研究の充実を図るため、指導案の作成や授業研究等を学年会、教科部会及び学校全体で行い、日常的に授業づくり等について広く意見交換を行うなど、より効果的な指導が行える体制を構築する。
- ウ 授業改善の支援に当たっては、校長、副校長及び教頭が授業に参加したり、助言を行ったりすることや、教科指導に優れた教師、経験豊かな教師が他の学級に協力するなど、様々な工夫を行う。
- エ 指導の効果を高めるため、外部の専門家等の地域教育資源を活用し、授業への参加・協力を得るなどの工夫を行う。

#### ②指導方法の改善・充実

- ア キャリア教育の視点を踏まえて、学校、家庭、社会との連携を円滑にし、夢や希望を持たせる取組を行い、幼児児童生徒に「学ぶ意義」を実感させる。また、「なりたい自分」を広げる授業をつくり、主体的に学習に取り組む態度の育成を図る。
- イ 沖縄型授業づくりを指針として、日頃の授業を見直し、授業改善を図る。
- ウ 児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、活用する力を育成するために、授業と連動させた宿題の与え方等を工夫するなど、児童生徒の主体的な態度を育成する。
- エ 児童生徒の思考力、判断力、表現力等を育む観点から、言語に関する能力の育成を図る上で必要な「言語活動の充実」を各教科等で取り入れる。
- オ 予想や見通しを立てたり、実際に確かめたり、比較・分類したり、考察したりするなどの問題解決的な学習や、表現したり、活動を振り返ったりするなどの活動を工夫する。

#### ③指導と評価の一体化

- ア 観点別評価規準を明確にした上で、評価方法や評価時期を工夫した単元指導計画を作成し、

指導と評価の一体化（指導→評価→指導）による授業改善に取り組む。

イ 目標に準拠した評価及び個人内評価を充実させるため、評価資料や評価場면을適切に設定し、客観的な評価に努めるとともに、児童生徒の進歩の状況を認め・励ます等の自己評価・個人内評価を適切に取り入れる。

ウ 学習評価について理解を図るため、保護者や児童生徒に向けて、年度や学期の始め等に説明する機会を設ける。

#### ④学力向上主要施策「夢・にぬふぁ星プランⅢ」の推進

ア キャリア教育の視点を踏まえた「確かな学力」の向上の推進

イ 「わかる授業」の構築による「確かな学力」の向上の推進

ウ 学力向上マネジメントによる「目標管理型評価システム」の推進

#### 【施策及び研修事業等】

文部科学省教科調査官等招聘事業

学力向上に係る県外先進地校視察研修事業

学校人材バンク設置推進

### （５）道徳教育の充実

児童生徒一人一人が豊かな心を育み、自らの人生をよりよく生きていけるようにするためには、自他の生命を尊重する心を基盤に、美しいものに感動するなどの豊かな情操、善悪の判断などの規範意識及び公共の精神、健康・安全、規則正しい生活などの基本的な生活習慣を育むとともに、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を培うことが重要である。

このため、学校においては、児童生徒の発達段階に応じて、道徳的な心情や判断力、実践意欲と態度などの道徳性を培う道徳教育を、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて計画的・発展的に指導するとともに、全体にわたって調和的に補充、深化、統合することが必要である。

#### ①学校の教育活動全体を通じた道徳教育の実践

ア 校長の方針の下、道徳教育推進教を中心とし、全教師による指導体制を整え、学校や地域の実態に応じた有効で具体性のある全体計画、年間指導計画（別葉を含む）を作成し、それに基づいた実践を全校体制で推進する。

イ 学校の重点目標に、生命を尊重する心や態度の育成を位置付けるとともに、発達の段階に応じた指導内容の重点化を図り、一層効果的な指導に努める。

ウ 各教科等で、それぞれの特性に応じた道徳の内容を適切に指導するとともに、学習が児童生徒の生き方に直接関わっていることを実感させるなど、共に学ぶ楽しさや自己の成長に気付かせる指導を展開する。

エ 児童生徒が身につける道徳の内容を表したWeb版「心のノート」（文科省）を教育活動の様々な場面で活用する。

#### ②道徳の時間の指導の充実

ア 各学年の道徳の時間の「年間指導計画」、及び「３４・３５週分の指導略案」を作成する。

イ 年間指導計画、指導略案、資料等について、学年の協働体制による定期的な検討及び評価の場を設定する。

ウ 道徳の内容項目を児童生徒自らの課題としてとらえさせる。

エ 児童生徒が体験活動等で得た思いや考えを道徳の時間で生かしたり、先人の伝記、伝統と文化、スポーツなどの教材を活用したりすることで、心に響く道徳教育の充実に努める。

※Web版「読み物資料集」（文科省）の活用を図る。

※「道徳教育用郷土資料（守礼）」や「道徳実践活動学習教材」等、郷土に関わる適切な資料を活用し、人とのかかわりや郷土への愛着を高める指導の充実に努める。

オ 家庭や地域の方々をゲストティーチャーとして活用することで、開かれた道徳教育の充実に努める。

カ 教員の資質・力量を高めるため、授業力を向上させる研究会を実施する。

### ③家庭・地域社会との緊密な連携の推進

- ア 豊かな体験活動を一層活発に展開するため、家庭や地域の方々の参加・協力を得る。
- イ 教師及び保護者の道德教育に対する意識の高揚を図るため、道德の授業を保護者や地域に公開する。
- ウ 地域と学校・家庭とを結ぶあいさつや声かけ等、地域ぐるみの「凡事徹底」を推進する。

#### 【施策及び研修事業等】

ボランティア活動の促進          心のノート活用促進  
文部科学省指定道德教育研究校（東小学校）

### （６）たくましい心と体を育む教育の推進

健康に関する指導については、生涯を通じて自らの健康をコントロールし、保持増進していく資質や能力を育成するため、保健、安全及び食に関する指導を教育活動全体を通じて行う必要がある。

また、体育・スポーツ活動に関する指導については、心と体を一体としてとらえ、積極的に運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、豊かなスポーツライフの基礎を培う観点に立ち、基礎的な体力の向上を図る必要がある。

#### ①学校・地域社会と連携した健康教育の充実

- ア 児童生徒の健康課題を解決するために、保健主事を中核として、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者及び専門機関との十分な連携のもと、学校保健委員会を年３回（計画立案、中間評価、まとめ）開催し、組織的・計画的に取り組む。
- イ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育や性（エイズ）教育においては、児童生徒の発達の段階や学校、地域社会の実態を考慮し、学校教育活動全体を通じた特設授業や関連教科等における指導の工夫・改善を図る。
- ウ 心身の健康をコントロールできる児童生徒を育成するために、保健室の機能を充実させるとともに、学校教育活動全体を通じた健康教育の工夫・改善を図る。また、健康な生活習慣を形成するため、担任や養護教諭、学校医等が連携を図り、家庭・地域社会と一体となった支援体制の充実にむけた取組を行う。
- エ 安全教育においては、学校安全計画に基づき、日常的、定期的な安全点検の実施や「防災避難訓練」「防犯訓練」「交通安全教室」等の参加・体験・実践型教育の工夫・改善に努める。
- オ 食に関する指導を年間計画に位置付け、栄養教諭や学校栄養職員等を積極的に活用し、家庭や地域社会との連携を図りながら、給食時間や学級活動、関連教科等において、望ましい食習慣を形成するよう指導の工夫・改善を図る等、学校における食育推進体制の整備・充実に努める。

#### ②体育・スポーツ活動の指導の充実

- ア 教科体育、特別活動、体育的行事のねらいの一貫性を図るとともに、地域や学校、児童生徒の実態に応じ、卒業までを見通した体力向上年間指導計画を作成する。
- イ 個を伸ばすため、「めあて学習」や「選択制授業」の拡充を図るとともに、チームティーチングによる指導や学習形態の工夫・改善並びに目標に準拠した評価の工夫・改善に努める。
- ウ 本県の伝統文化である空手道、郷土の踊り等を、教科体育や学校行事等に積極的に取り入れるとともに、外部指導者の活用にも努める。
- エ 保健分野においては、児童生徒が健康・安全に関する理解を深めるため、「個に応じた指導」の充実に努めるとともに、「課題解決的な学習」、「実習を取り入れた学習」の充実に努める。
- オ 校内体力向上推進委員会等を設置して、新体力テスト及び泳力調査を計画的に実施・分析し、各学校や個に応じた数値目標や体力的課題等を明確にして、学校の教育活動全体を通じて体力・泳力の向上に努める。
- カ 運動部活動においては、加入率を高めたり、外部指導者を積極的に活用したりすることで活

性化を図るとともに、週1日程度の休養日等を設定するなど、運動部活動の適正化を推進する。

#### 【施策及び研修事業等】

各種競技会への選手派遣費の補助          新体力テスト・泳力調査の実施  
養護教諭研修会の開催          小体連・中体連への補助

### （７）食育の推進

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康的な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。

しかし、近年の子どもの食生活を取り巻く社会環境の変化などに伴い、食生活の乱れ、肥満や過度の痩身など、生活習慣病と食生活の関係も指摘され、望ましい食習慣の形成に係る指導の充実が求められている。特に成長期にある幼児児童生徒にとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであり、きわめて重要である。

このことを踏まえ、各学校においては、学校教育活動全体を通じた食育の推進に努め、家庭や地域関係機関と連携し、児童生徒に様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる能力を育成していくことが必要である。

#### ①学校における食育推進体制の確立及び充実

ア 食育担当や栄養教諭等を中心に、学校の食に関する指導の全体計画及び発達段階に応じた各学年毎の食に関する指導の年間計画等を作成する。

イ 児童生徒の発達段階に応じ、栄養や食事の取り方等について、正しい知識を習得させ、自ら判断し、実践していく力を身につけさせるよう食に関する指導の工夫を図るとともに、農漁業体験等、食に関する豊かな体験活動の充実に努める。

ウ 学級担任等と栄養教諭、食育担当者等とのＴＴ授業等により、学校給食を生きた教材として活用しつつ、給食の時間をはじめとする関連教科等における食に関する指導の充実を図る。

エ 学校給食等を活用した栄養指導等、個別の相談指導について、学校教育活動全体で推進するとともに、学校における食育推進の評価指標（朝食欠食率、給食残食率、地場産物活用率、児童生徒の肥満率等）を設定し、その改善を図る。

オ 健康な食習慣を形成するため、宮古教育事務所が提唱する「心のみやこ～７つの習慣～」や「早寝・早起き・朝ごはん」の推進等、担任や養護教諭、学校医等が連携を図り、家庭・地域社会と一体となった支援体制の充実にむけた取り組みを行う。

#### ②学校給食の充実

ア 栄養教諭や学校給食調理場との連携を通して、安全・安心でおいしい学校給食に地域の地場物の活用を促進したり、地域の行事食を提供するなど、学校給食の充実に努める。

#### ③家庭・地域・関係機関との連携

ア 家庭等における望ましい食習慣を確立するため、「日本型食生活」の実践について啓発するとともに、学校給食関係機関と連携し、食品の安全、栄養の摂取等、様々な機会を通じて食に関する情報の把握及び発信に努める。

イ 家庭や地域における児童生徒の基本的な生活習慣に係る課題などについて共通理解を図り、課題解決に向けた取組につとめる。

ウ 「食事バランスガイド」の活用にも努めるなど、宮古島市食育推進計画と連携した指導に努める。

### （８）キャリア教育の充実

児童生徒に夢や希望をはぐくみ、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応し、主体的に人生を生きることができる自立した社会人・職業人の育成を図ることが求められている。

このため、学校においては、児童生徒の発達の段階に応じたキャリア教育を推進し、望ましい勤労観・職業観の育成に努める必要がある。

### ①キャリア教育の理解、校内体制等の確立

- ア キャリア教育に係る「校内委員会」を設置するとともに、キャリア教育担当者を校務分掌に位置付け、校内の推進体制の確立を図る。また、「キャリア教育全体構想図」及び児童生徒の発達の段階に応じた「キャリア教育プログラム」を作成し実践する。
- イ キャリア教育の共通理解、取組の充実を図る校内研修等を推進する。
- ウ キャリア教育で児童生徒に身に付けさせたい「基礎的・凡庸的能力」を構成する4つの能力（人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）の視点を踏まえた、各教科等の年間指導計画の作成を推進する。
- エ 授業のねらいの達成に向けた指導効果を高めるため、キャリア教育の視点に基づく地域教育資源を活用した授業づくりを推進する。

### ②進路指導の充実

- ア 「進路指導はキャリア教育の中核をなすものである」ことを踏まえ、生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができる力の育成を目指した計画的、継続的な進路指導を工夫する。
- イ 各学校は、卒業生や保護者、地域人材等を活用して、中・高の学校生活や学校と将来の職業とのつながりについての進路学習会等を推進する。
- ウ 各家庭へ進路情報や進路資料を提供し、子どもの将来についての話題づくりができるよう働きかけていく。
- エ 相談活動の拠点となる進路相談室を整備し、ガイダンスの機能を生かした進路指導の工夫を行う。
- オ 情報・進路資料等を提供する。

### ③職場見学、職場体験等の充実

- ア 職場体験活動は、体験を重視した教育の改善・充実を図る取組の一環としての役割を担うものであり、日々の学習活動と社会とを関連づけた活動を推進する。
- イ 小学校においては、保護者等の職場で、仕事の多様さや人と人とのつながり、身近な大人への理解及び夢や希望を育む機会として職場見学を実施する。
- ウ 中学校においては、地域の職場において、コミュニケーションと人間関係の大切さの理解、仕事を通した生きがいや責任感、自己有用感の育成、日常の学習と社会生活との結びつきを考えるなどの望ましい勤労観・職業観の育成を図るため、5日程度の職場体験を実施する。
- エ 職場体験の実施に当たっては、当該市町村教育委員会が設置する支援委員会等を通して、受入事業所等の確保に努め、近隣校や地域、家庭とも連携し、安全で円滑に実施する。
- オ 職場体験活動の事前指導では、児童生徒がその意義や狙いを十分に理解し、自分なりの目標をもって臨むことができるよう指導する。事後指導では、体験から学んだことをまとめ、その後の学習の充実につながるよう指導する。

#### 【施策及び研修事業等】

進路適性検査の実施                  職場見学・職場体験学習の促進  
学校見学・体験入学の促進                  シラバスの推進  
地域型就業意識向上支援事業（西辺小、西辺中）

### （９）特別活動の充実

社会の一員として成長していくためには、児童生徒一人一人が充実した学校生活を送り、学級や学年での集団活動を通してよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育むとともに、個性の伸長に努めることが重要である。

このため、学校においては、児童生徒が集団の一員としての自覚を深め、自己を生かせるように学級や学年集団の中での望ましい人間関係の育成に努めることが大切である。

#### ①指導計画の充実と指導体制の確立

- ア 特別活動の目標を明確にするとともに、具体的かつ実践可能な全体計画を作成し、計画的に

指導する。

イ 年間指導計画の作成に当たっては、各教科等との関連を図るとともに、児童生徒の自主的・実践的な活動が助長されるようにする。

ウ 特別活動についての校内研修を実施するとともに、全職員の共通理解、協力体制のもとで計画、実施、評価を通して指導する。

## ②特別活動の内容の重点化と指導の充実

ア 学校や児童生徒の実態に応じて指導内容の重点化を図り、教師の適切な指導のもとに、児童生徒が、現在及び将来の生き方を考えることができるように工夫する。

イ 話し合い活動の充実を図り、学級活動を通して自主的に問題を解決したり、健全な生活態度を確立したりする。

ウ 係活動や当番活動、児童会・生徒会活動等を通して、児童生徒と教師、児童生徒相互の望ましい人間関係を構築する。

エ 幼児、高齢者、障害のある人々との交流や社会体験・自然体験、ボランティア活動等、社会奉仕の精神を養う活動などの豊かな体験活動を実施する。

オ 学校や地域の特性及び児童生徒の発達の段階に応じて、行事内容の重点化及び精選を行う。

カ 学校生活への適応や人間関係の形成及び進路の選択などの指導に当たっては、ガイダンスの機能を充実させ、定期的な教育相談を実施する。

キ 小学校においては、クラブ活動の意義を踏まえ、適切な授業時数を充て、異年齢集団のよさを生かした、自主的な活動を実施する。

ク 本土復帰40周年を迎え、その意義等を踏まえた学習の場を学校行事に位置づけ、平和教育と関連した取組を行う。

## ③家庭や地域社会との連携の充実

ア 児童生徒が、自然や文化との触れ合いや地域の人々との幅広い交流などができるよう、社会教育施設や文化芸術団体等の活用などを工夫するとともに、家庭や地域社会と連携する。

## ④国旗・国歌の指導の充実

ア 日本人としての自覚を養い、国と郷土を愛する心を育てるとともに、児童生徒が将来国際社会において信頼される日本人として成長していくことができるよう、国旗・国歌の指導を行う。

### 【施策及び研修事業等】

各種コンクール等への派遣費補助

修学旅行・体験学習等への補助

## (10) 総合的な学習の時間の充実

総合的な学習の時間は、地域や学校の実態等に応じて、児童生徒に、自ら学び自ら考える力や学び方、調べ方を身に付けさせることを目指して行うことが重要である。

このため、学校においては、児童生徒自らが課題を設けて主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てるとともに、自己の将来の生き方を考える学習を展開するためのカリキュラム開発を行い、それに基づいた問題の解決や探究的な学習を推進する必要がある。

### ①全体計画や年間指導計画等の改善・充実

ア 育てようとする資質や能力及び態度、学習活動、指導方法や指導体制、学習の評価の計画等について見直しを行い全体計画を作成する。

イ 各教科、道徳、外国語活動及び特別活動で身に付けた知識や技能等を相互に関連付け、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにするための指導計画を作成する。

ウ 児童生徒の学習経験や、はぐくまれた資質・能力を生かした体験活動に問題の解決や探究活動の過程を適切に位置付けた指導計画を作成する。

エ 学年ごとの目標や学習活動を学年間で関連付けるとともに校種間での取組状況の違いと学校段階の取組の重複を避け、内容の系列を明確にする。

## ②実施方法等の充実

- ア 全職員の共通理解の下、互いの専門性や特性を発揮し合って推進する指導体制を確立する。
- イ 教師の指導計画作成や運用の能力、特色ある学習活動を生み出していく構想力の向上を図るため校内研修を位置付け実地体験研修等を積極的に行う。
- ウ 児童生徒の自発性・能動性を重視しつつ、学習活動の活性化や発展を図るための教師の適切な指導を行い、教師の指導性と児童生徒の自発性・能動性のバランスを保ち豊かな学習活動を展開する。
- エ 問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動を積極的に取り入れる。
- オ 校外学習（調査・見学、体験等の活動）における児童生徒の安全の確保に努める。
- カ 万一の事故等に備え、保険に加入する等の措置も必要である。

## ③評価の充実

- ア 児童生徒の育てようとする資質や能力、態度をもとに、評価の観点や評価の規準を設定する。
- イ 児童生徒の学習状況について、育てようとする資質や能力及び態度が適切に育まれているか丁寧に見取り評価する。
- ウ レポートなどの制作物による評価やポートフォリオによる評価など多様な評価を位置づけ、自己評価や相互評価により自他の学びのよさに気付かせるように工夫する。

## ④保護者や地域社会の理解と協力

- ア 地域の関係機関や施設を利用したり、地域の人材を活用するにあたっては、日常的なかかわりを重視し、総合的な学習の時間の趣旨等についての理解を図るため、事前打ち合わせ等を綿密に行う。
- イ 活動の状況や成果を積極的に外部に公表し、地域の人々の理解や協力を得る。

### 【施策及び研修事業等】

総合的な学習の時間活動補助          全国市長会学校災害賠償保険への加入  
「総合的な学習の時間事例集」等の活用促進  
「総合的な学習の時間の授業と評価の工夫（国立教育政策研究所）」

## (11) 人権教育の充実

人権教育は、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、互いの個性を認め合う共生の心や他人の痛みがわかり、気持ちが理解できるなどの他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじる心などの豊かな人間性を育むことをめざして行うことが重要である。

このため、学校においては、人権尊重の考え方や共生の心について児童生徒に正しく身に付けさせる指導を充実させるとともに、日常的なかかわりの中で、教職員と児童生徒間の信頼関係づくり、児童生徒相互の人間関係づくりに努めることが必要である。

### ①人権教育の指導体制や校内研修の充実

- ア 人権教育の全体計画を作成し、校内における指導体制の確立を図るとともに、人権に係る事項について共通認識、共通実践に努める。
- イ 校内における「人権委員会」の機能化を図るとともに、人権に関する校内研修を行う。
- ウ 児童生徒、教職員が共に人権感覚を高める「人権を考える日」（月1回程度）の取組を展開する。
- エ 「いじめ」は、基本的人権に係る重大な問題であるにとらえ、教職員間の日常的な情報交換など、全校体制による「いじめ」の未然防止と早期発見・早期解決に努める。
- オ 家庭や地域との連携を深めるとともに、保護者との信頼関係のもと、「いじめ」の未然防止、早期発見・早期解決に努める。
- カ インターネット等による人権侵害等の課題について、情報モラル指導の充実に努める。

## ②人権教育の指導の工夫・改善

- ア 自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度の育成に努める。
- イ 人間尊重の視点から人権教育を推進するため、学校の教育活動全体を通じて、生命の尊重や法の下での平等、個人の尊重、男女平等及び相互の理解・協力についての指導の工夫・改善に努める。

## ③豊かな人間性を育む教育の充実

- ア 家庭・地域社会や関係機関と連携し、ボランティア活動や社会体験活動、高齢者や障害者との交流などの豊かな体験の機会の充実に努める。
- イ 児童生徒が意見や考えを発表する機会や場を設けるなど、児童の権利条約に基づいた活動を実際の生活に生かすよう努める。
- ウ 日常的な児童生徒とのかかわりの中で、虐待の早期発見に努めるとともに、関係機関と連携を図るなど、虐待の有無等についての把握及び適切な対応に努める。

### 【施策及び研修事業等】

- 「人権を考える日」の設定 i-checkの活用
- 「法務局・児童相談所・子どもの権利擁護委員会・警察署」等との連携

## (12) 平和教育の充実

平和教育は、生命の尊重や個人の尊厳を基本に、思いやりの心や寛容の心を育むとともに、我が国と郷土を愛し、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度の育成をめざして行うことが重要である。

このため、学校においては、本県の歴史や地域の特性を考慮し、平和教育を各学校の教育計画に位置づけ、学校の教育活動全体を通して、組織的・計画的に推進する必要がある。

### ①学校の教育活動全体を通した平和教育の推進

- ア 「平和教育指導の手引き」（県教育委員会）に示されている「基本的な考え方」と「指導指針」を踏まえ、全職員の平和教育に対する共通理解に努める。
- イ 各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の目標や内容との関連を明確にしながら、各教科等の年間指導計画に位置づけ、平和教育を推進する。
- ウ 平和教育を推進するにあたっては、心身ともに発達の過程にある児童生徒の判断力や社会的経験を配慮する。
- エ 外部講師等に頼らない平和教育の指導力の向上を目指し、校内研修計画に平和教育を位置づけ、研鑽を深めるとともに、全職員による協働体制を確立し、指導の充実に努める。

### ②指導内容や指導方法の工夫・改善

- ア 世界平和と人類の幸福に貢献する立場から、生命の尊重や個人の尊厳を理解させ、思いやりの心、寛容の心を育てる。
- イ 平和教育の指導にあたっては、児童生徒の発達段階に応じた教材を開発するとともに、体験的な学習や地域の人材を活用するなど、多様な指導方法の工夫・改善に努める。
- ウ 『平和教育関連施設マップ』（県教育委員会）等を活用するとともに、児童生徒の安全等に十分配慮して、校外における体験的な学習の充実に努める。
- エ 他の国の文化や生活様式、価値観を理解し尊重する態度を育てる教材を取り上げ、異なる文化を理解する態度の育成に努める。

## (13) 生徒指導の充実

生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現ができるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものである。

そのために、教育活動においては、日頃から学級経営の充実に図り、教師と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、児童生徒理解を深め、児童生徒が主体的に判断、行動し積極的に自己を活かしていくことができるよう生徒指導の充実に図ることが重要で



ある。

### ①児童生徒個々への対応の充実を図る

- ア 対話と活動を重視し、ブレず、見捨てず、関わり続けることを念頭に、将来を見据えた粘り強いプロGRESS・サポート（段階的指導・支援）を行う。
- イ 児童生徒と教師相互の共感的人間関係を築き、児童生徒理解に努める。
- ウ 自他を認め思いやり、協働し、自主性・自立性を含む自己指導能力の育成に努める。
- エ 将来の夢や希望を持ち自立を目指し、発達段階に応じた指導・支援の充実に努める。

### ②学校全体としての取組の充実を図る

- ア 校長をリーダーとし、全職員の共通理解と共通実践のもと、組織的な教育活動を行う。
- イ 学校生活全般はもとより授業においても、生徒指導の3機能（自己存在感を与える、共感的人間関係を育成する、自己決定の場を与え自己の可能性を開発する援助）を盛り込み、「わかる授業」の実践・充実に努める。
- ウ 学級活動と連動した、児童会・生徒会活動の活性化を目指し、児童生徒同士が自立を促し、委員会活動や学校行事を通して自治意識の醸成に努める。
- エ 事件・事故・虐待等の未然防止に向けた取組の充実に努める。  
暴力行為やいじめ、窃盗(万引き)、喫煙・飲酒等薬物乱用、性の逸脱行為等や不登校、及び事故（交通事故、水難事故）等に対して、役割連携をもとに、生徒指導体制、教育相談体制を確立し対応する。  
また、臨床心理士やスクールソーシャルワーカー、問題行動等学習支援員、教育相談員、子どもと親の相談員、巡回教育相談員、中一サポーター等の効果的活用、ケース会議の実施、支援チームの形成等ケースに応じた対応の充実に努める。
- オ 人権教育を推進し、すべての命は尊く、有限であり、何人も自他の命を脅かしてはならないことに留意した指導に努める。
- カ 他と協調する人間関係の構築・維持・改善を図る能力としてのソーシャルスキルを、道徳、特別活動等の授業を中心とした全ての教育活動を通して向上させる。
- キ 教育事務所、市教育委員会、巡回教育相談員、市教育委員会教育相談員等による学校訪問を通して、県生徒指導関連事業の理解を深め、その活用に努める。

### ③家庭・地域社会、関係機関・団体との連携

- ア 関係機関・団体との連絡会・協議会などの充実を図り、問題行動への対処のみならず、健全育成と問題行動の未然防止の視点を持ち、情報連携・行動連携を積極的に行う。
- イ 市教育委員会、自治会、子ども会、社会教育関係団体等と連携し、児童生徒のよさを伸ばし、心の拠り所となるような「居場所づくり、活躍の場づくり」のための指導・支援体制の確立に努める。
- ウ 中学校区内生徒指導連絡会や家庭教育支援会議等を機能化し、家庭や地域、警察、児童相談所関係機関・団体等との情報連携、行動連携を充実させ、暴力行為、いじめ、窃盗(万引き等)インターネットや携帯電話に係る課題、児童虐待等生徒指導上の諸問題への対応の充実や児童生徒の健全育成に努める。
- エ スクールソーシャルワーカー活用事業の充実を図り、機動的な取組（ケース会議の開催等）を通して、個に応じた支援の充実に努める。
- オ 幼稚園・小学校・中学校・高等学校等の異校種間連携や、同校種間連携の推進に努める。
- カ 家庭・地域社会と連携して、豊かな心や自己指導能力の育成を図るため「心のみやこ〜7つの習慣〜」「早寝・早起き・朝ごはん」の取組を推進する。

#### 【施策及び研修事業等】

- |                            |                |
|----------------------------|----------------|
| 小・中学生指導主任研修会の開催            | 生徒指導に係る学校訪問の実施 |
| 教育相談室相談事業の推進               | 子どもと親の相談員の配置   |
| 市適応指導教室（まていだ教室）指導教諭・指導員の配置 |                |
| 問題行動等学習支援者配置事業の推進          | 関係機関・団体との連携    |

|                        |              |
|------------------------|--------------|
| 生活実態調査（i c h e c k）の実施 | 臨床心理士の活用     |
| スクールソーシャルワーカー配置事業の推進   | 特別支援教育支援員の配置 |
| 中学生生き生きサポート事業支援員の配置    |              |

#### (14) 国際理解・外国語教育の推進

国際化の急速な進展に伴い、広い視野を持ち、異なる文化を持った人々と共に協調して生きていく資質や能力を育成することが一層求められている。

このため、学校においては、小学校段階からの国際理解教育の充実を図り、コミュニケーションの手段としての外国語（英語）に慣れ親しませ、外国語（英語）を用いてコミュニケーションを図る楽しさを体験させるなど、中学校外国語（英語）教育との円滑な接続と学びの連続性を踏まえたコミュニケーション能力の育成を一層充実させることが重要である。

##### ①学校の教育活動全体を通じた国際理解教育の推進

- ア 各教科等の目標や内容との関連を踏まえた全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて国際理解教育に取り組む。
- イ 国際理解教育においては、異なる考えや意見を受け入れるなど、相手を思いやる心の育成を重視し、それらを基盤とした取組を重視する。
- ウ 特別活動や総合的な学習の時間等において、地域の外国人との交流やJICA沖縄国際センターによる国際理解事業等の活用により、自国や外国の文化に対する理解を深め、異なる文化を持つ人々と協調して生きていく態度などを育成する。

##### ②小学校における外国語活動の充実

- ア 外国語活動の授業は、学習指導要領や地域、学校および児童の実態を踏まえた年間指導計画を基に、学級担任や外国語活動担当教諭が行い、ALTなどを活用したティームティーチング等、指導方法を工夫する。
- イ 外国語活動の実施においては、小学校5年生、6年生を対象とし、発達の段階に応じた歌やゲーム、簡単な挨拶やスキットなど、音声を中心とした体験的な活動等を工夫する。
- ウ ALTなどと触れ合う機会を設けることで、英語やその他の外国語に慣れ親しみ、外国や自国の言語・文化に対する理解を深める。
- エ 担任が中心となり外国語活動の指導が展開できるように、指導方法の研究や教材作成等に係る校内研修を行う。

##### ③小学校の外国語活動を踏まえた中学校の外国語（英語）教育の充実

- ア 外国語活動の内容及び方法について理解するとともに、外国語活動の授業参観等を行うなど小学校との連携を図り、系統的な指導に生かす。
- イ 音声を重視したALTとのティームティーチングやグループワーク等の指導形態及び指導方法の工夫・改善を積極的に行い、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」の4技能の総合的な育成を図り、英語によるコミュニケーション能力の基礎を培う。
- ウ 国際化社会における英語の重要性と必要性を理解させるとともに、具体的な目標を立てさせることや外国人との交流会等を積極的に実施するなど、学習意欲を高める指導を行う。

##### ④帰国・外国人児童生徒教育の充実

- ア 帰国・外国人児童生徒一人一人の実態を十分把握し、当該児童生徒が自信や誇りを持ち、学校生活において自己実現が図られるよう、組織的な支援・相談体制を整備する。
- イ 帰国・外国人児童生徒の特性を生かし、相互に啓発しあう環境づくりを行う。
- ウ 帰国・外国人児童生徒の生活背景、発達の段階などに応じた効果的な日本語指導や教科指導の工夫を行う。

##### 【施策及び研修事業等】

中学生海外ホームステイ派遣事業の促進（米国ハワイ州）  
 全宮古中学校英語ストーリーテリングコンテスト  
 小・中学校におけるALTの活用 外国語活動研究指定校（平良第一小学校）

## (15) 特別支援教育の充実

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導や必要な支援を行うものである。

このため、学校においては、特別支援教育に関する校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの位置付け等の支援体制を整備し、全教職員が一体となった組織的な取組を推進する必要がある。

### ①特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

ア 学校経営計画に特別支援教育についての基本的な考え方や基本的方針を示し、校長のリーダーシップのもと全教職員が協力し合い、組織的、計画的に推進する。

イ 特別支援学級担当教員の適切な配置やその資質の向上を図る。

ウ 校務運営組織に就学指導委員会等の特別支援教育に関する校内委員会を設置する。

エ 特別支援コーディネーターを中心に、校内委員会等の機能化を図り、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒の支援体制の充実に努める。

オ 校内研修等を通して特別な支援を必要とする児童生徒への具体的な指導方法、指導上の留意点等について理解を深め、専門性の向上に努める。

カ 特別支援学級の弾力的運用として通常の学級に在籍する児童生徒が、特別支援学級で支援が必要な場合は、校内委員会や保護者との相談等をもって対応できるよう校内の条件整備に努める。

キ 特別支援教育支援員等の活用については、特別支援教育コーディネーターを中心に担任や学年職員などと連携を取り合い、児童生徒への支援が円滑に行われるようにする。

ク 幼児児童生徒個々の発達段階（障害の状態や特性など）を的確に把握し、授業や学校生活での目標、具体的な学習内容・方法など、きめ細かな指導が行えるよう「個別の指導計画」を作成する。また、関係者（教育、医療、福祉等）が一貫した教育的支援を行うために「個別の教育支援計画」を作成する。

※「個別の教育支援計画」を作成する際は、市町村の個人情報保護条例等に基づいて、適切な手続きを行うこと。

### ②特別支援学級のエ育課程の充実

ア 児童生徒の障害の状態、特性等や学級の実態に即した教育課程を編成する。

イ 教育課程編成に当たっては、小・中学校学習指導要領を踏まえ、必要に応じて、特別支援学校の小学校部・中学校部学習指導要領を参考にする。

### ③交流及び共同学習の充実

ア 特別支援学級の児童生徒と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習は、児童生徒の実施等を十分に考慮して、学校全体の教育計画に位置付けて推進する。

イ 地域の人々と活動を共にする交流及び共同学習を推進する。

### ④就学指導体制の充実

ア 校長、教頭、校医、教務主任、特別支援学級担任、学年担任、養護教諭等で組織する校内就学指導委員会の機能化に努める。

イ 校内就学指導委員会は、就学指導や教育相談等を継続的に行うとともに、宮古島市就学指導委員会と連携を取り合い、適切な対応に努める。

ウ 障害のある幼児児童生徒及び保護者を対象に特別支援教育を理解してもらうため、体験入学（学校・学級参観、教育活動への参加、就学相談等）を恒常的に実施できるような体制づくりを図り、就学指導の充実に努める。

### ⑤通級による指導の充実

通常の学級担任と通級の指導担当者は、児童生徒の様子や変化について情報交換会を行い、指導の充実に努める。

【施策及び研修事業等】

保護者・保育園・福祉保健所等と連携した就学指導体制の確立  
特別支援教育に係る学校巡回訪問の実施  
特別支援学校への体験入学の恒常化  
特別支援学級設置校間の交流促進          特別支援教育講演会の開催  
特別支援教育支援員派遣事業の充実          宮古島市就学指導委員会

**(16) 情報教育の充実**

高度情報通信ネットワーク社会においては、児童生徒がコンピュータやインターネットを活用し、情報化社会に主体的に対応できる「情報活用能力」の育成と情報モラルに関する指導の充実が重要である。

このため、学校において校務の情報化を積極的に推進するとともに、ICTの活用や情報モラル指導のための校内研修を実施し、児童生徒に情報を適切に活用する基礎的な能力等を系統的に育成する。

**①学校教育全体を通した情報教育の充実**

- ア 情報化推進リーダーを校務分掌に位置付け、校内教育情報化推進委員会の機能化を図り、校内情報化推進計画の見直しなど、校務の情報化を推進する。
- イ ICT活用指導力の向上を図るため、情報教育に係る校内研修を充実させるとともに、ICT教育センター等での研修に積極的に参加する。
- ウ 情報モラル教育については、情報教育の年間指導計画に位置付け、各学校の実態に合わせた情報モラル指導カリキュラムを作成し、児童生徒の発達の段階に応じて、系統的、継続的に指導する。

**②情報通信ネットワークや教育用コンテンツの活用の充実を図る**

- ア 校務支援システムを活用し、校務の効率化や教育の質の向上をめざす。
- イ 校内LAN等を利用し、教材や校務処理用データ等の教育情報の共有化を図り、授業の改善や校務処理の効率化を推進する。
- ウ 教育情報共有システム（IT教育総合案内サイト）等にある教育用コンテンツ（デジタル教材や教育実践事例等）の活用を図るための校内研修を実施する。
- エ 教育活動の状況について、保護者や地域住民に対して積極的に情報を公開・提供するため、学校ホームページは定期的（学期1回以上）に更新を行う。

**③指導内容や指導方法の充実を図る**

- ア 情報活用能力を育成するため、児童生徒に身に付けさせたい技能等の達成目標（発達の段階に応じた行動目標）を設定する。
- イ ICT機器を活用し、児童生徒の学習に対する興味・関心・理解を高め、「わかる授業」の展開に向けた指導方法の工夫・改善のための校内研修を実施する。

**④情報モラル指導や情報安全管理の充実を図る**

- ア 有害情報やメール・掲示板上での誹謗・中傷など、情報化の「影」の部分への対応や個人情報の保護等について教職員自ら理解を深め、情報モラルに関する指導を行う。
- イ インターネットや携帯電話を介した事件事故を防止するため、ネット社会に潜む危険性に気付かせるとともに、不適切な情報に的確に対処できる判断力や危険を回避する態度を育成する。
- ウ 有害情報に対するフィルタリングの必要性和普及について、PTA研修会や家庭への文書等を通して啓発を行う。
- エ 個人情報の取得、情報安全管理等について「個人情報保護方針」「校内における個人所有パソコンの利用」などの情報の安全管理に関する規程を策定し、個人情報を適正に取り扱う。

【施策及び研修事業等】

ICT研修会の開催          情報活用能力及び情報モラルに係る実態調査  
各学校におけるホームページ更新          校務支援システムの活用

## (17) 環境教育の充実

学校教育において、地球的視野で環境を大切にし、地球環境の保全やよりよい環境の創造のために主体的に行動する資質、能力を育成していく必要がある。

そのために、地球の身近な問題に目を向けた内容で構成し、身近な活動から始め、家庭や地域社会等における取組と連携を図ることが重要である。

### ①学校の教育活動全体を通した環境教育の実施

ア 「環境に親しむ活動」「環境のしくみを学ぶ活動」及び「環境を保全・創造する活動」の環境教育の3つの視点をふまえて全体計画を作成する。

イ 各教科、道徳、特別活動の目標及び総合的な学習の時間のねらいとの関連性を明確にした年間指導計画を作成する。

ウ 児童会・生徒会活動等の活動計画にあたっては、児童生徒が身近な環境問題について考える場を設定し、主体的に取り組めるよう、環境保全に関する内容を位置付ける。

エ 日常的な取組を継続させるとともに、世界環境デー等を生かした取組を展開する。

オ 県の「ちゅら島環境21」、市の「エコアイランド宮古島」の宣言文を踏まえ、全職員の共通理解のもと、学校の教育活動全体を通して地域の特色を生かした環境教育の充実を図る。

### ②環境に関する指導内容や指導方法の工夫

ア 各教科等における環境に係る内容との関連を図るとともに、身近な素材や題材を扱う体験的な学習や問題解決的な学習を重視する。

イ 小学校の低・中学年においては、自然や文化により多く触れる機会を通じて、身近な環境を大切にする心を育む。

ウ 小学校の高学年や中学校においては、環境問題に関する具体的な事象を通して、環境保全に対する実践的な態度を育てる。

### ③家庭・地域社会との連携

ア 地域の環境や環境問題等を把握し、児童生徒の発達段階に即した地域素材の教材化を図るとともに、地域の人材や社会教育施設等を積極的に活用する。

イ 地域で行われる自然探索やクリーン活動、3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動等への参加を促すなど、家庭や地域社会との連携を図り、生活に生かす環境教育の充実に努める。

#### 【施策及び研修事業等】

環境人材バンクからの人材派遣          環境モデル校の実践（伊良部中・池間小中）

エコアイランド宮古島（環境モデル都市）の推進

副読本（我が美ぎ島みゃーく）の活用          太陽光パネルの活用

## (18) へき地教育の充実

へき地教育では、へき地の特性である「へき地性」「小規模性」「複式形態」を生かし、地域に根ざした創意ある教育課程を編成・実践し、主体的で創造性豊かな児童生徒の育成に取り組む必要がある。

このため、へき地の学校においては、少人数・複式学級における学習指導の深化・充実を図るとともに、合同学習、集合学習、交流学習を積極的に推進し、児童生徒の自主性・社会性を育むことが重要である。

### ①へき地の特性を生かした体験的な学習の充実

ア 地域の特性や少人数のよさを生かし、児童生徒一人一人の実態に応じた体験的な学習を実施する。

イ 地域のよさを知るとともに、地域に誇りと愛着のもてる地域の文化、環境、歴史についての体

験活動を取り入れた学習の工夫改善に取り組む。

ウ 地域と一体となった勤労体験的活動や社会体験活動を推進するため、「人材リスト」を作成するなど地域の人材の積極的な活用に努める。

## ②少人数学級・複式学級における学習指導の改善・充実

ア 地域や学校の特性を生かし、地域に根ざした教育課程を編成するとともに、児童生徒一人一人の個性や能力に応じた指導方法・指導体制の改善・充実に努める。

イ 少人数・複式指導における授業研究を行うとともに、それらについての成果を全職員で共有する。

ウ ICT の活用を促進し、児童生徒が多くの学習情報に接する機会を増やすとともに、情報発信の機会を設定することで、情報活用能力や発表力を育成する。

エ 県立総合教育センターのへき地教育実践の事例資料や、へき地教育講座、小規模・複式学級担任講座、移動教育センター等を活用し、指導方法の工夫・改善に取り組む。

オ 複式学級においては、当該児童生徒に未履修教科が生じないよう適切な教育課程を編成する。

## ③合同学習・集合学習、交流学習等の積極的な展開

ア 音楽や体育等における合同学習、近隣の小規模校同士の集合学習を実施し、集団での学習の充実に取り組む。

イ 修学旅行や校外学習の機会等を利用して、他市町村や平地校との交流学習を積極的に実施し、児童生徒の自主性、社会性や発表力の育成に努める。

ウ 近隣の幼・小・中学校と日常的に情報交換や意見交換を行うとともに、授業交流、合同授業研修会等を強化し、実践研究の充実に図る。

### 【施策及び研修事業等】

「へき地・複式学習指導資料（県総合教育センター）」の活用

## (19) 教育課程の効果的な推進

小中学校教育は義務教育であり、公の性質を有する（教育基本法第6条第1項）ため、全国どこにおいても同水準の教育を確保することが求められる。このため、小中学校で編成、実施する教育課程は、教育課程に関する法令に従いながら、学校教育の目的や目標を達成するため、創意工夫を加えて、地域や学校及び児童生徒の実態に即した教育課程を責任をもって効果的に推進する必要がある。

### ① 教育課程編成の原則を踏まえる

ア 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和を重視し、学校教育全体として調和のとれた教育課程を編成し実施するとともに、各教科等の年間授業時数の実質的な確保（標準時数以上）に努める。

イ 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力が育まれるような教育の充実に努める。

ウ 主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努める。

- ・ 各教科等において、体験的な学習や問題解決的な学習の充実に図る。

- ・ 指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じたきめ細かな指導を一層充実する。

エ 児童生徒の発達の段階を考慮して、言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら学習習慣の確立に努める。

### ②教育課程編成・実施に係る指導計画（学校経営計画書・各教科等年間指導計画）の充実

ア 学校教育目標及び年度重点目標の実現に努める。

- ・ 年度重点目標は、学校評価による自校の成果や課題及び対応策を勘案しながら設定する。

- ・ 学校経営計画書における各領域の計画は、学習指導要領の目標、内容に基づき作成し、あわせて校長の経営方針や経営の重点と関連させる。

イ 教育課程の「量」と「質」の確保に努める。

- ・ 各教科等の授業時数は、学習指導要領に基づいた教育活動を適切に実施するために標準授業時数以上を年間35週以上にわたって行うよう計画し、指導に必要な時間を確保する。
- ・ 各教科等年間指導計画は、学年ごとあるいは学級ごとに「指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当、学習評価等」を定め作成し、諸調査結果を生かすとともに計画に沿った指導の展開を図る。
- ・ 週案を活用して適切な授業等の運営、管理に努める。

### ③教育課程の評価・改善の充実

ア 教育課程の実施状況等の自己点検・自己評価を実施し、常に教育課程の改善と充実に努める

イ 学校経営計画書や各教科等年間指導計画の見直しを計画的に行い、学習指導要領の趣旨に沿った量、質ともに充実した教育活動ができるよう努める。

ウ 学校評価に組織的に取り組み、学校の説明責任を果たすとともに、学校評価の結果を通して指導方法等の改善を図り、学校教育の質の向上に努める。

#### 【施策及び研修事業等】

教育課程編成書の作成

学校教育計画の作成

リーフレットの作成

年間指導計画の作成

## (20) 学校図書館の活用及び読書指導の充実

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動の充実を図る。

### ①学校図書館の運営の充実

ア 学校図書館運営計画及び年間読書指導計画の作成と取組の充実を図る。

イ 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等における図書館の活用を計画的に行い児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を図る。

ウ 蔵書の増加や更新、データベース化、コンピュータの設置促進を図る等、設備の計画的な充実に努める。

エ 「調べ学習」等に必要な図書資料の収集や学習教材の充実を図る。

### ②読書指導の充実

ア 児童生徒一人当たりの年平均読書冊数を小学校110冊以上、中学校40冊以上の達成目標を維持し、すべての児童生徒がより充実した読書活動ができるような読書指導の充実を図る。

イ 児童生徒が読書に親しむ機会や読書の質の向上に取り組み、読書の習慣を身に付けるよう、全職員が一体となって組織的・計画的な取組に努め、全校一斉の読書活動や「読み聞かせ」「音読」「読書月間」等の読書活動の工夫を行う。

ウ 言語能力を高め、児童生徒の思考力・判断力・表現力等を育むために、読書指導の充実を図る。

エ 読書活動を通して、自らの国や地域の伝統・文化についての理解を深め、尊重する態度の育成を図る。

### ③関係機関・団体等との連携

ア 「沖縄県子どもの読書活動推進計画～五感に響かせるE・E・Tプラン～」の趣旨を踏まえた読書活動を推進するため、「子ども読書の日」（4月23日）にちなんだ読書活動を展開し、積極的に関係機関・団体・地域・保護者との連携を図る。

イ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づいた、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次計画）の策定に伴い、これまでの成果や課題を踏まえた子どもの読書活動を推進する。

ウ 読書センター、学習・情報センターとしての学校図書の充実を図る。

エ 月別図書館活用状況調査や、年度ごとの貸し出し冊数調査等を行い、学校図書館活用の活性化を図る。



#### 【施策及び研修事業等】

学校図書館蔵書の充実  
学校図書館司書研修会

読書量実態調査と結果分析及び対策  
移動図書館の活用促進

### (21) 家庭教育の充実

保護者は子どもの教育に第一義的な責任を有するものであり、子どもが家族とのふれあいを通じ、健康的な生活、基本的な生活習慣や善悪の判断をはじめとしたものの見方、考え方など生きる力の基礎的な資質・能力を育成することは、学校教育においても家庭の協力が極めて重要になる。

学校は、家庭に対して、学校で行うことや家庭の役割を周知し、家庭との連携を通して、子どもの教育に関わることが重要になる。

#### ①学校と家庭の連携の強化

ア 早寝・早起き・朝ごはん運動、Go家（ごーやー）運動等、基本的な生活習慣の確立を図る取組を推進する。

イ 学校は、授業参観日・学校行事等で学校の公開を推進する。

ウ 学校は、学校評価を充実させ、学校経営への保護者の意見を取り入れることを推進する。

エ 学校は、行事や授業等への保護者の参加を推進する。

#### ②学校の家庭支援の充実

ア 学校は、面談等を通して、幼児児童生徒への個に応じた支援を推進する。

イ 学校は、生活実態調査を実施し、幼児児童生徒の実態に応じた支援を推進する。

#### 【施策及び研修事業等】

「早寝・早起き・朝ごはん」の推進

「ファミリー読書」の推進

「Go家（ごーやー）運動」の推進

「家庭教育のすすめ」の作成と配布・活用

## 3 平成25年度 事業実績

### (1) 教育振興事業

#### ①外国青年招致事業

事業内容・・・人材育成を目指し、英語指導助手（ALT）を市立小中学校に配置し、国際理解教育や外国語教育を推進した。

○5人体制・・・小学校3名、中学校2名

#### ②海外ホームステイ派遣事業

事業内容・・・海外ホームステイ体験を通して、異文化を尊重し国際的に活躍し得る人材育成に努めた。

○ハワイ州オアフ島・マウイ島・・・市内中学生12名



#### ③教育指導事業

事業内容・・・幼児、児童、生徒、保護者、教師の教育上の悩み事の相談や問題行動等への相談・指導に努めた。また、問題を抱える児童、生徒に支援を行い教育指導体制



の充実・地域との連携、校外支援システムの充実を図った。

○配置人員：特別支援員 26 名、問題行動支援員 3 名、スクールソーシャルワーカー 4 名

#### ④学力向上対策事業

事業内容・・・幼児、児童、生徒の基礎学力向上のため、学力向上の対策を図った。

○市標準学力検査実施（5 月） 対象：小学 2、4 年、中学 1 年

○自分発見・総合質問紙調査（i-check）対象：小学 2～6 年、中学 1～3 年

○市研究指定校の導入 研究指定校：平良第一小学校、北小学校、鏡原中

○検定受験料半額補助

#### ⑤教育振興事業

事業内容・・・国・県等の補助事業の積極的な受け入れにより、学校教育の振興を図った。

○キャリア教育研究事業（鏡原中学校） 平成 23 年度～平成 25 年度

### (2) 小中学校教育振興対策事業

#### ①理科・算数（数学）教育等設備整備事業

事業内容・・・理科・算数（数学）教育に関する備品の整備を行い、児童の教育の充実を図った。

○小学校・・・平一、宮原、西辺、来間、久松、狩俣、池間、城辺、伊良部  
鏡原、宮島、下地、上野、砂川、佐良浜 以上 15 校

○中学校・・・平良、北、久松、鏡原、西辺、狩俣、福嶺、佐良浜、伊良部  
池間、西城、砂川、上野 以上、13 校

#### ②要保護及び準要保護児童・生徒援助費事業

事業内容・・・就学困難な児童・生徒に係る就学奨励について、国の援助に関する法律に基づき、学習に使用する学用品費・給食費・医療費等を補助することにより、児童・生徒の就学援助を図った。

○受給者数・・・小学校 606 名（要保護：37 名、準要保護 569 名）  
中学校 317 名（要保護：30 名、準要保護 287 名）

#### ③教育コンピュータ導入事業（図書館管理システムを含む）

事業内容・・・コンピュータを導入し、情報教育の環境の充実を図った。

○平成 25 年度入替実施校・・・西辺小、鏡原小、砂川小、西城小、福嶺小、  
下地小、狩俣中、西辺中、池間小中

#### ④選手派遣補助金交付事業

事業内容・・・各種競技・コンクール等の県大会、県外大会への派遣費の一部を援助した。

○派遣人員・・・小学校 県内 609 名、県外 86 名 楽器移送 3 校  
中学校 県内 1,170 名、県外 10 名 楽器移送 3 校

### (3) 幼稚園就園奨励補助事業

事業内容・・・私立幼稚園に在園している幼児の保育料を減免した設置者に対し、補助金を交付した。公立幼稚園は保護者に対し減免措置をとった。

○減免人員・・・私立幼稚園 165 名、公立幼稚園 115 名

## 2 節 教育研究所

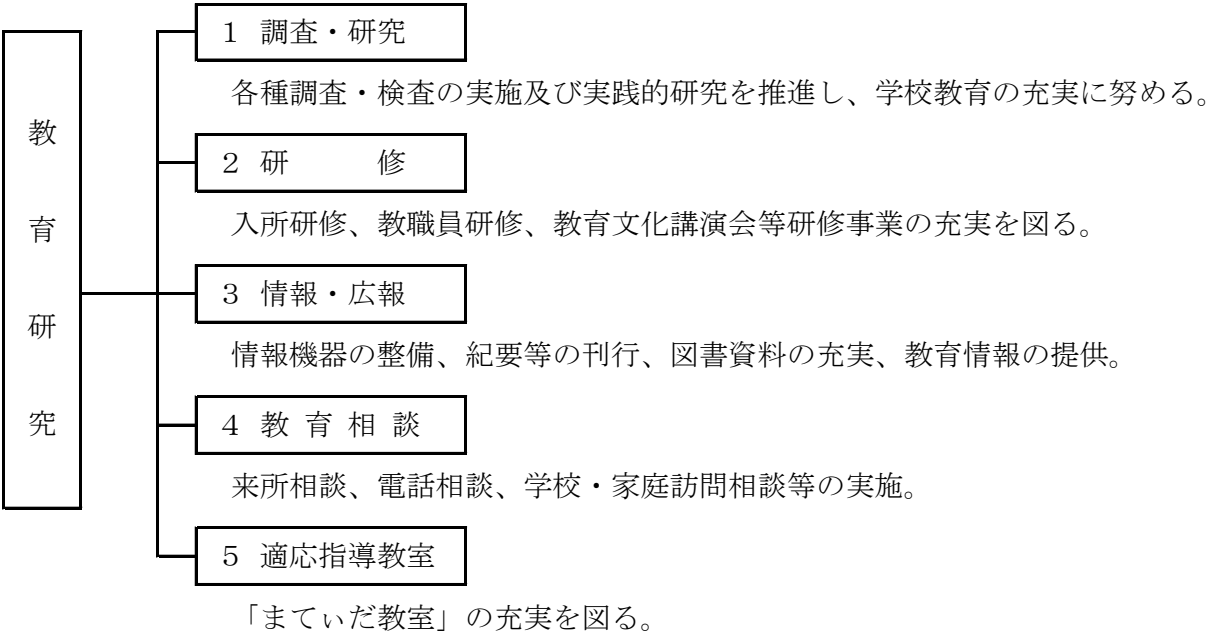
### 1 設置の目的

教育に関する専門的・技術的事項の研究及び教育関係職員の研修を行う  
(宮古島市立教育研究所設置条例第 1 条)

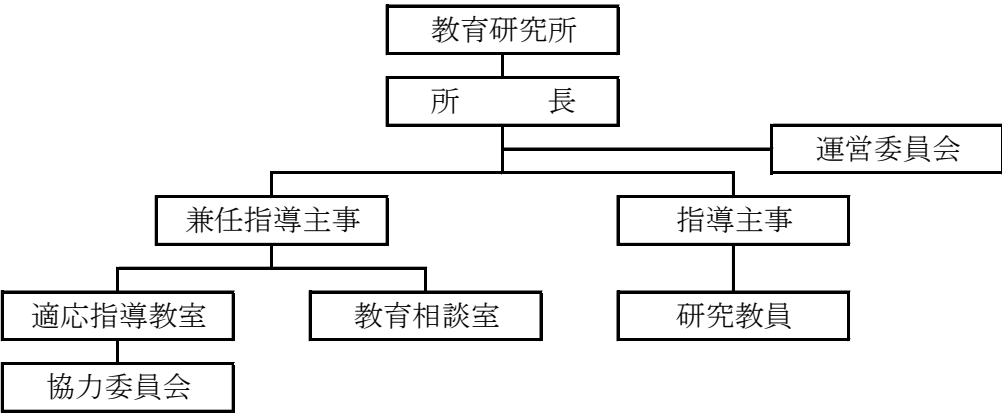
### 2 方 針

- 宮古島市立教育研究所は、生涯学習の視点に立って、学校教育、社会教育、家庭教育の直面している課題を積極的に取り上げ、教育実践に結びついた教育活動の推進に寄与する。
- 職員らは自らの資質を高めるように努力し、協働体制のもと、子ども・学校・保護者への援助を行う。
  - 本市の現状を把握し、教育現場のニーズにあった援助を行う。
  - 各教育機関との連携を図り、効果的な援助を行う。

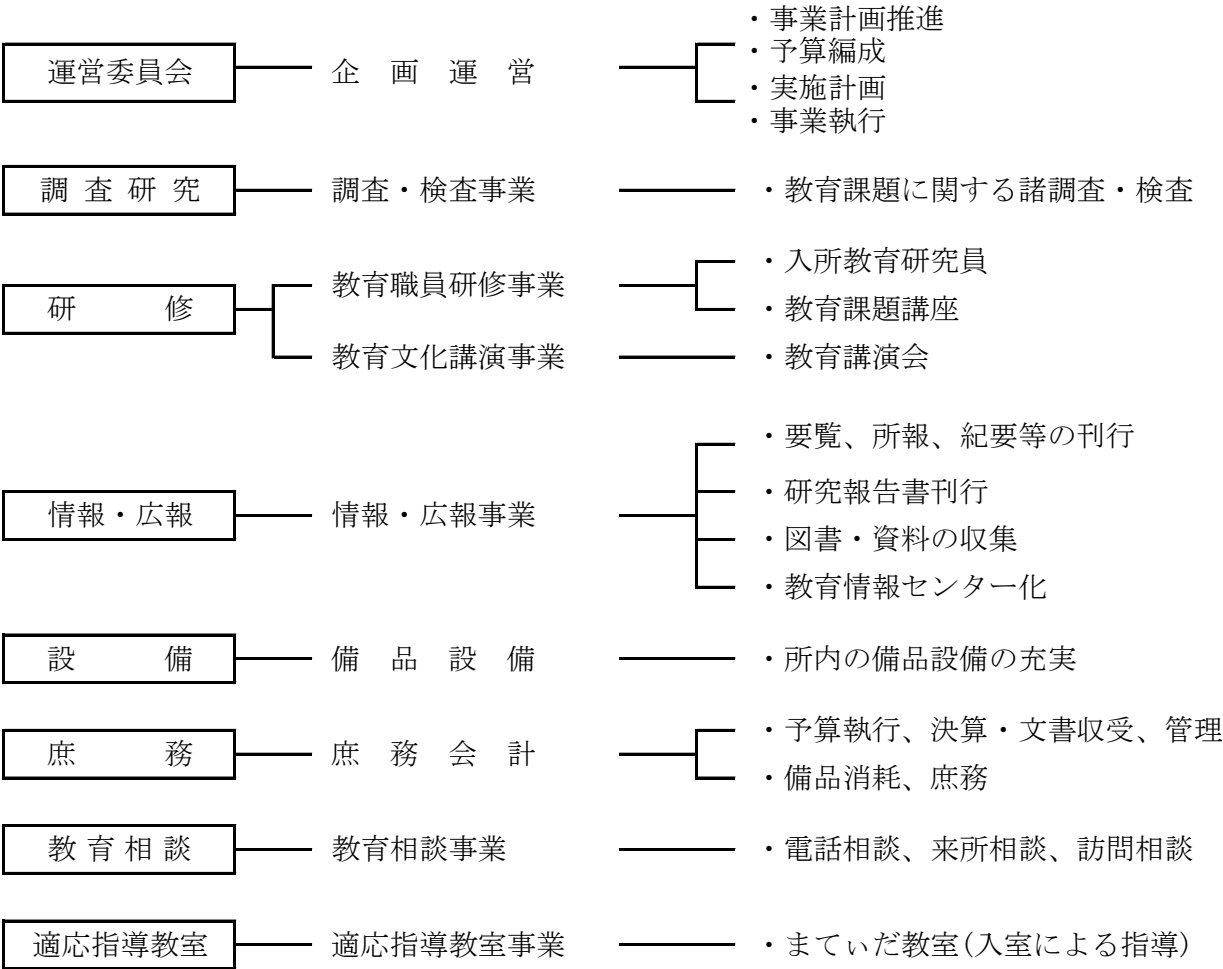
### 3 事 業



### 4 組 織



5 運 営



6 職員構成

| 職 名         | 氏 名                  | 担 当 職 務                          |
|-------------|----------------------|----------------------------------|
| 所 長         | 多 良 間 勉              | 運営全般                             |
| 指 導 主 事（兼任） | 松 本 尚                | 適応指導・教育相談                        |
| 指 導 主 事（専任） | 下 地 忠 夫              | 所務全般                             |
| まていだ教室指導教諭  | 濱 川 貴 美 子            | まていだ教室運営                         |
| まていだ教室指導員   | 前 泊 美 千 代<br>玉 城 湖 紀 | まていだ教室補佐                         |
| 教育相談員       | 立 津 和 代<br>久 貝 清 順   | 来所相談<br>電話相談<br>学校訪問相談<br>家庭訪問相談 |

※指導講師は研究教員の研究テーマに合わせて委嘱する。

7 事業概要

（１）調査・研究事業

- ①目 的  
各種調査・検査の実施及び実践的研究を推進し、学校教育の充実に努める。
- ②方 針  
ア 本市の現状に即した実践的な調査・研究を行い、その結果や成果を学校や教育委員会

へ提供する。

イ 琉球大学教育学部との連携を図り、調査・研究の専門家の助言を得ることにより、学校教育に有効なデータを提供する。

## (2) 研修事業

### ①目 的

入所研修、教職員研修、教育文化講演会等研修事業の充実を図る。

### ②方 針

ア 研究教員は、今日の教育課題を踏まえた研修を推進し、研究と修養の理念に基づき、教育の専門家としての確かな力量と総合的な人間力を高め、資質の向上を図る。

イ 研究教員の研究は、先輩教員や琉球大学教育学部との連携を図り、研究の進め方等への助言を得ることにより、研究の資質向上を図る。

ウ 研究教員は、公開授業、報告書の作成、成果報告会により、研究の成果を教育関係者に提供する。

エ 教職員研修・教育講演会は、現場のニーズに対応し、教職員の資質の向上を図る。

### ③入所研修

市内の小学校・中学校教諭から年間2人、幼稚園教諭年間1人を選任し、前期及び後期の6か月間の長期にわたり入所し、それぞれの教科・領域の研究テーマで研究を行い、研究の成果を報告書にまとめ報告会で発表する。

#### 【研修期間・募集人員】

○前期：平成26年 4月1日～平成26年9月30日 1人

○後期 平成26年10月1日～平成27年3月31日 1人

※幼稚園教諭は、前期又は後期いずれかに1人

### ④教職員研修

市内の幼稚園・公立学校の教諭等を対象に、今日的教育課題や学校課題に即したテーマで研修会を開催し、学校教育の活性化に寄与する。

### ⑤教育文化講演会

市民、教育関係者を対象に教育的、文化的テーマで講演会を開催する。

## (3) 情報・広報事業

### ①目 的

ア 情報機器の整備、紀要等の刊行とインターネットを活用した情報を発信する。

イ 教育図書や県内外の教育研究資料を収集・整理し、閲覧や貸出しを行う。

### ②方 針

ア 開かれた教育研究所を目指し、効果的な方法で研究所の事業の周知を図る。

イ ホームページを通して研究情報を発信し、情報の共有化を図る。

ウ 市内の研究指定校や県内の教育研究所等の研究紀要を収集整理し、教育関係者に提供する。

エ 研究教員報告書、まていだ教室実践報告書を刊行し、教育関係者に提供する。

オ 教育相談リーフレットを作成し、教育相談室、まていだ教室の機能を知らせる。

カ 図書資料を充実し、教育関係者の研究を援助する。

## (4) 教育相談事業

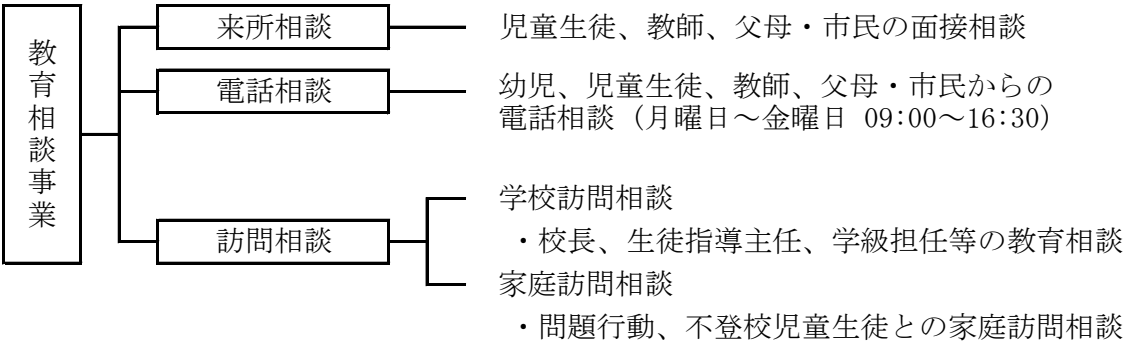
### ①目 的

宮古島市の問題行動や様々な悩みを持つ児童生徒の健全育成を支援するために必要な事項について相談を受け、児童生徒・教師・保護者の問題解決を支援する。

②方 針

- ア 相談者の意向を傾聴し、問題解決に向けて、真摯な態度で向き合い「心のふれあい」を大切にする。
- イ 相談者のニーズにあった相談活動を行う。
- ウ 相談者のプライバシー保護の観点から「守秘義務」を徹底する。

③事業の概要



（５）適応指導教室

①目 的

宮古島市の心理的要因による不登校児童生徒に対して、個々の状態に応じた援助指導を行い自立を促進し、社会性を養い、学校教育への適応促進を図る。

②方 針

- ア 職員間の協働体制を大切にし、援助指導の工夫改善を行いながら不登校児童生徒への支援を行う。
- イ 安心して登室できるように温かい雰囲気をつくり、児童生徒が落ち着いて過ごせるように努める。
- ウ 児童生徒一人一人に受容的に接することで情緒の安定を図り、信頼関係を築くように努める。
- エ 相談活動、体験活動、学習活動を通して自立心を育て、原籍校への適応を図る。
- オ 学校や家庭、必要に応じて各関係機関と情報交換を密にし、連携協力して児童生徒の学校復帰を支援する。

③入室対象児童生徒

心理的要因によって登校できない宮古島市立小学校・中学校に在籍する児童生徒で、適応指導教室での入室を希望する者のうち、宮古島市教育委員会が適応指導教室における指導が望ましいと判定した者とする。

④入室期間及び入室日時

- ア 入室期間：毎年５月～翌年３月までとする。  
(ただし、４月は学校復帰期間とし、入室式は５月に行う。それまでの間は仮入室の形で受け入れる)
- イ 開室曜日：月～金までの週５日間(祝祭日は休み)
- ウ 入室時間：原則として、原籍校の週時程に準ずる。  
(児童・生徒の実態により対応する)  
※長期休業等は、市立小中学校に準ずる。

8 平成26年度 事業計画

|     | 行 事                                                              | 入所研修                            | 適応指導教室                               | 備 考                         |
|-----|------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|
| 4月  | 委嘱状交付式                                                           |                                 | 仮入室                                  | 所報1号                        |
| 5月  | 琉大教授招聘講演会①<br>琉大教授招聘講演会②                                         | 長期研究教員事前研修①<br>長期研究教員事前研修②      | 入室願書受付<br>第1回入室判定会<br>入室式・保護者会       | 研究所要覧作成・配付<br>所報2号          |
| 6月  | 第1回運営委員会<br>初任者研修①<br>(学級経営・ICT)<br>文科省調査官招聘事業①                  |                                 | 遠足<br>勤労生産学習<br>平和学習                 | 所報3号                        |
| 7月  | 夏期研修会①<br>琉大教授招聘講演会③                                             | 長期研究教員事前研修③                     | 体験学習<br>勤労生産学習<br>1学期終業式             | 所報4号                        |
| 8月  | 夏期研修会②③④<br>琉大教授招聘講演会④⑤<br>10年経験者研修<br>(社会体験①②③)<br>初任者研修②(史跡巡り) |                                 | 学習支援                                 | 所報5号                        |
| 9月  |                                                                  |                                 | 保護者会<br>勤労生産学習                       | 所報6号                        |
| 10月 | 後期研究教員入所式                                                        | オリエンテーション<br>テーマ検討会<br>全体構想図検討会 | 体験学習<br>勤労生産学習<br>入室願書受付<br>第2回入室判定会 | 所報7号                        |
| 11月 | 中間報告会<br>琉大教授招聘講演会⑥                                              | 中間報告会                           | 体験学習<br>勤労生産学習<br>ケース会議              | 所報8号                        |
| 12月 | 文科省調査官招聘事業②                                                      | 検証授業指導案検討                       | 勤労生産学習<br>体験学習<br>2学期終業式             | 平成27年度研究教員募集<br>募集<br>所報9号  |
| 1月  | 検証授業(公開)①②③<br>琉大教授招聘講演会⑦⑧⑨                                      | 検証授業                            | 書き初め会<br>勤労生産学習                      | 所報10号                       |
| 2月  |                                                                  | 報告書検討<br>研究報告書作成                | 勤労生産学習<br>体験学習<br>ケース会議              | 研究教員決定<br>所報11号             |
| 3月  | 琉大教授招聘講演会⑩<br>第14期成果報告会<br>研究教員終了式                               | 成果報告会                           | 勤労生産学習<br>遠足<br>退室式                  | 研究報告書配付<br>所報作成・配付<br>所報12号 |

- 【主な所内研修会】 ①研究の進め方                      ②先輩研究員講話                      ③テーマ検討会  
                         ④構想図について                      ⑤理論研究について                      ⑥中間報告会に向けて  
                         ⑦報告書作成に向けて                      ⑧研究成果報告会に向けて                      ⑨報告書検討会
- 【主な所外研修会】 ①検証授業                      ②各自のテーマに沿った研修会への参加

9 平成25年度 事業実績

教育研究所運営事業

- (1) 調査・研究事業  
全国学力テストと部活動との関係調査や琉大研究生と連携したアンケートの実施等。
- (2) 研修事業
- ① 3名の長期研究教員が研究を行い、報告書にまとめ、成果報告会を開催し現場への還元を図った。後期3名(幼稚園、小学校：社会科、中学校：道徳)。
  - ② 主催研修会・夏期研修会を5回開催。合計123名が参加した。
  - ③ 琉大連携推進事業(琉大教員の招聘研修)を10回開催。(参加人数835名)
  - ④ 文科省調査官招聘事業(国語、英語、理科、算数)を実施。(参加人数172名)
- (3) 情報・広報事業  
要覧、成果報告書の配布、所報の発行、ホームページで情報を発信した。

(4) 教育相談事業 (相談室利用延べ人数)

| 相談内容               | 電話相談 |     | 来所相談 |     | 訪問相談 |     | 計  |
|--------------------|------|-----|------|-----|------|-----|----|
|                    | 小学生  | 中学生 | 小学生  | 中学生 | 小学生  | 中学生 |    |
| 不登校                |      | 1   | 2    | 1   |      |     | 4  |
| 登校しぶり              |      | 1   |      | 2   |      |     | 3  |
| その他<br>(問題行動, 家庭問) |      | 5   | 2    | 2   | 2    | 3   | 14 |
| 計                  | 0    | 7   | 4    | 5   | 2    | 3   | 21 |

(5) 適応指導教室

①在室児童生徒数 ※ ( ) は体験入室・登校支援

|     |    | 4月 | 5月  | 6月  | 7月  | 8月 | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月   | 2月   | 3月   |
|-----|----|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|
| 小学校 | 男子 |    |     |     |     |    | (1) | (1) |     |     | (1)  | (1)  | (1)  |
|     | 女子 |    |     |     |     |    |     |     |     | (1) | 1    | 1    | 1    |
| 中学校 | 男子 |    | (1) | (2) | (2) |    |     |     | (1) | (1) | 1    | 1    | 1    |
|     | 女子 |    |     | (1) | (1) |    | (1) | (1) | (1) | (1) | 1(1) | 1(1) | 1(1) |
| 合 計 |    | 0  | (1) | (3) | (3) | 0  | (2) | (2) | (2) | (3) | 3(2) | 3(2) | 3(2) |

- ②支援結果 (平成25年3月時)
- ア 小学校登校・・・学校復帰1名、部分登校1名
  - イ 中学校部分登校・・・1名
  - ウ 中学校卒業・・・3名 (高校受験2名)

### 3 節 学校給食共同調理場

#### 1 宮古島市立学校給食共同調理場の概要

所在地：〒906-0006 宮古島市平良字西仲宗根 7 4 5－1 3  
電 話：7 2－4 2 4 1 F A X：7 2－3 0 7 4

- 敷地面積 8, 6 4 1 m<sup>2</sup>
- 建物面積 1, 5 2 3 m<sup>2</sup>
- 設備能力 5, 0 0 0 食
- 付帯施設及び設備等 機械室（1 1 6. 9 m<sup>2</sup>）、ガスボンベ室、排水処理槽、連続揚げ物機、食器洗浄機等
- 給食開始 昭和 5 0 年 9 月
- その他施設

| 事 項<br>名 称   | 施設面積(m <sup>2</sup> ) | 設備能力(食) | 給食開始           |
|--------------|-----------------------|---------|----------------|
| 城辺学校給食共同調理場  | 5 0 0                 | 8 0 0   | 昭和 5 8 年 6 月   |
| 下地学校給食共同調理場  | 3 7 0                 | 5 0 0   | 昭和 4 3 年 1 1 月 |
| 上野学校給食共同調理場  | 3 2 7                 | 5 0 0   | 昭和 4 6 年 2 月   |
| 伊良部学校給食共同調理場 | 3 3 9                 | 7 0 0   | 平成 1 5 年 4 月   |

#### 2 学校給食の目的及び目標

##### (1) 学校給食の目的

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを考慮し、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図る。

##### (2) 学校給食の目標

学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努める。

- ①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- ⑦食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

##### (3) 学校給食の定義

学校給食の目標を達成するため、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

##### (4) 学校給食の経費の負担

- ①学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。



②前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は、生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とする。

3 給食共同調理場の事業

給食共同調理場は学校給食法(昭和29年法律第160号)第2条に定める目標を達成するため、次のような事業を行っている。

- (1) 宮古島市立小、中学校の児童生徒及びその他教育機関の職員の給食に関すること。
- (2) 給食物資の調達に関すること。
- (3) 学校給食の調理及び配送に関すること。
- (4) 食器、食缶の洗浄、消毒及び保管に関すること。
- (5) その他教育委員会において必要と認めること。

4 平成26年度 年間給食回数予定表

| 調理場名         | 給食予定日 | 牛 乳 | パ ン | 麵  | 米 飯 |     |
|--------------|-------|-----|-----|----|-----|-----|
|              |       |     |     |    | 委託  | 自校  |
| 平良学校給食共同調理場  | 200   | 200 | 65  | 12 | 84  | 39  |
| 城辺学校給食共同調理場  | 200   | 200 | 39  | 22 |     | 139 |
| 下地学校給食共同調理場  | 200   | 200 | 23  | 20 |     | 157 |
| 上野学校給食共同調理場  | 200   | 200 | 27  | 17 |     | 156 |
| 伊良部学校給食共同調理場 | 200   | 200 | 28  | 30 |     | 142 |

5 配送状況

| 調理場名       | 配送車<br>(台) | 配送校 |     | 備 考        |
|------------|------------|-----|-----|------------|
|            |            | 小学校 | 中学校 |            |
| 平良学校給食調理場  | 4          | 11  | 7   | 業者委託(人員8名) |
| 城辺学校給食調理場  | 2          | 4   | 4   |            |
| 下地学校給食調理場  | 1          | 2   | 1   |            |
| 伊良部学校給食調理場 | 1          | 2   | 2   |            |

6 給食状況

平成26年5月1日現在

| 調理場名         |     | 配食校 | 児童<br>生徒数 | 職員数 | 合計    |
|--------------|-----|-----|-----------|-----|-------|
| 平良学校給食共同調理場  | 小学校 | 11  | 2,478     | 229 | 2,707 |
|              | 中学校 | 7   | 1,208     | 142 | 1,350 |
| 城辺学校給食共同調理場  | 小学校 | 4   | 306       | 57  | 363   |
|              | 中学校 | 4   | 167       | 50  | 217   |
| 下地学校給食共同調理場  | 小学校 | 2   | 184       | 25  | 209   |
|              | 中学校 | 1   | 105       | 15  | 120   |
| 上野学校給食共同調理場  | 小学校 | 1   | 182       | 18  | 200   |
|              | 中学校 | 1   | 109       | 17  | 126   |
| 伊良部学校給食共同調理場 | 小学校 | 2   | 254       | 32  | 286   |
|              | 中学校 | 2   | 152       | 32  | 184   |

7 児童生徒一人一食当たり摂取栄養量

【小学校】

平成26年5月調査 宮古島市

| 栄養素        | エネルギー      |            | たんぱく質     |            | 脂 肪           |            | カルシウム<br>(mg) | 鉄<br>(mg) | ビ タ ミ ン   |             |             |           | 一食単価<br>(円) |
|------------|------------|------------|-----------|------------|---------------|------------|---------------|-----------|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 区 分        | 総量<br>kcal | 穀類<br>kcal | 総量<br>(g) | 動物性<br>(g) | 総量<br>(g)     | 動物性<br>(g) |               |           | A<br>(mg) | B 1<br>(mg) | B 2<br>(mg) | C<br>(mg) |             |
| 基準量        | 640        | —          | 24.0      | —          | 熱量の<br>25～30% | —          | 350           | 3.0       | 170       | 0.40        | 0.40        | 20        | 192.5       |
| 摂取量        | 602        | 180        | 23.2      | 12.2       | 18.3          | —          | 338           | 2.4       | 239       | 0.55        | 0.69        | 40        |             |
| 充足率<br>(%) | 94         | —          | 97        | —          | 86            | —          | 97            | 80        | 141       | 138         | 173         | 200       |             |

【中学校】

平成26年5月調査 宮古島市

| 栄養素        | エネルギー      |            | たんぱく質     |            | 脂 肪           |            | カルシウム<br>(mg) | 鉄<br>(mg) | ビ タ ミ ン   |             |             |           | 一食単価<br>(円) |
|------------|------------|------------|-----------|------------|---------------|------------|---------------|-----------|-----------|-------------|-------------|-----------|-------------|
| 区 分        | 総量<br>kcal | 穀類<br>kcal | 総量<br>(g) | 動物性<br>(g) | 総量<br>(g)     | 動物性<br>(g) |               |           | A<br>(mg) | B 1<br>(mg) | B 2<br>(mg) | C<br>(mg) |             |
| 基準量        | 820        | —          | 30.0      | —          | 熱量の<br>25～30% | —          | 450           | 4.0       | 300       | 0.50        | 0.60        | 35        | 220         |
| 摂取量        | 724        | 220        | 27.2      | 13.3       | 21.6          | —          | 376           | 3.1       | 274       | 0.68        | 0.79        | 47        |             |
| 充足率<br>(%) | 88         | —          | 91        | —          | 79            | —          | 84            | 78        | 91        | 136         | 132         | 134       |             |